

## 報告第17号

### 専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和7年9月1日 報告

守谷市長      松丸 修久

| 報告  | 頁数 |
|-----|----|
| 17号 | 1  |

## 専 決 処 分 書

和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年7月8日

守谷市長 松 丸 修 久



### 1 和解の相手方

住所 土浦市

氏名 茨城県土浦土木事務所長 丹 正史

### 2 和解の内容

#### (1) 事故発生日時

令和7年4月17日

#### (2) 事故発生場所

つくば市内

#### (3) 事故の概要

公用車を運転の際、交差点を右折しようとした時に操作を誤り、県道の中央分離帯上に設置されているポールを倒して走行し、破損させた。

#### (4) 損害賠償額

187,000円

| 報 告 | 頁 数 |
|-----|-----|
| 17号 | 2   |